大阪府特別支援教育就学奨励費支給要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号。以下「法」という。）第２条第１項の規定及び法第２条第１項の規定に準じて大阪府（以下、「府」という。）が支弁する特別支援教育就学奨励費（以下「就学奨励費」という。）に関し、法、特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令（昭和29年文部省令第157号。以下、「令」という。）、特別支援学校への就学奨励に関する法律施行規則（昭和29年文部省令第20号）、特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令第２条の規定に基づく保護者等の属する世帯の収入額及び需要額の算定要領（平成30年３月28日付け29文科初第1770号。以下、「算定要領」という。）、特別支援教育就学奨励費負担金等及び要保護児童生徒援助費補助金交付要綱（昭和62年５月22日文部大臣裁定。以下、「交付要綱」という。）及び文部科学省が定める特別支援教育就学奨励費負担金等に係る事務処理資料に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第２条　就学奨励費は、教育の機会均等の趣旨にのっとり、かつ、特別支援学校（法第２条第１項の規定に準じる支給の対象については、府立中学校を含む。以下同じ。）への就学の特殊事情にかんがみ、特別支援学校へ就学する児童等の保護者等の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、特別支援学校への就学のため必要な経費の一部を支弁することにより、特別支援教育の普及奨励を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第３条　この要綱において、用語の定義は次の各号に定めるところによる。

（１） 特別支援学校　府又は府に包括される市町村が設置する特別支援学校

（２）　児童等　幼児、児童又は生徒

（３）　保護者等　幼児、児童又は未成年の生徒については、学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者、成年に達した生徒についてはその者の就学に要する経費を負担する者

（対象経費）

第４条　府が支弁する就学奨励費のうち、法第２条第１項の規定に基づく支給の対象となる経費は、交付要綱別記１の「負担対象経費」の欄に定めるとおりとする。

２　府が支弁する就学奨励費のうち、法第２条第１項の規定に準じる支給の対象となる経費は、交付要綱別記２及び別記３の「補助対象経費」の欄に定めるとおりとする。

（支弁の区分及び対象額）

第５条　府は、算定要領に規定する方法で保護者等の負担能力の程度に応じ令第２条に規定する区分を決定する。

２　府が支弁する就学奨励費のうち、法第２条第１項の規定に基づく支給の対象となる経費の範囲及び額は、交付要綱別記１の「負担対象経費の範囲」の欄及び「負担対象額」の欄に定めるとおりとする。

３　府が支弁する就学奨励費のうち、法第２条第１項の規定に準じる支給の対象となる経費の範囲及び額は、交付要綱の別記２及び別記３の「補助対象経費の範囲」の欄及び「補助対象額」の欄に定めるとおりとする。

（経費の支給）

第６条　就学奨励費は、特別支援学校の校長が金銭をもって当該学校に就学する児童等又はその保護者等に対して支給しなければならない。ただし、令第４条に規定する特別の事情があるときは、現物をもって支給することができる。

（経費に関する資料の提出）

第７条　特別支援学校の校長及び特別支援学校に就学する児童等の保護者等は、大阪府教育委員会（以下、「教育委員会」という。）の定めるところにより、府が第５条の規定により支弁すべき経費の算定に必要な資料を教育委員会に提出しなければならない。

（その他）

第８条　この要綱に定めるもののほか、就学奨励費の支弁に関し必要な事項は、教育委員会が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

この要綱は、令和２年２月１０日から施行し、平成３０年４月１日から適用する。